

**新ごみ処理施設整備及び運営事業
対面的対話の結果**

令和7年3月
東金市外三市町清掃組合

(1) 様式 12 の 6 意見等への回答

No.	項目	意見等の内容	回答
1.	竣工時の緑地とする範囲の覆土について	<p>自然由来特例区域内の土壌を嵩上げに用いる計画としていますが、建築物や調整池、通路、駐車場等は被覆された状態で土壌が直接露出することはない一方で、緑地（植栽帯）は、土壌が露出します。そのため、緑地の（のり面部と植栽帯部）飛散防止の観点から平均 30cm 程度の覆土（購入客土）を行う計画を考えていますが、よろしいでしょうか。</p>	提案を可とします。
2.	観測井戸の分析で地下水基準が超過している場合の対応について	<p>これまでの資料では地下水の分析結果に関する資料はないため、敷地境界での観測井戸モニタリングでの地下水基準超過はないものとして工事期間中のモニタリング及び排水対策を検討していますが、万が一施工前の段階で地下水基準を超過していた場合に係る費用や工期、追加対策などは協議とさせていただけないでしょうか。</p> <p>また、工事期間中に敷地境界での観測井戸モニタリングで地下水質基準が超過した場合については、水質基準超過の原因が明確に施工者の起因によるものでない場合、その原因追及に要した費用や工期についても別途協議とさせていただけないでしょうか。</p>	<p>前段については、協議によるものとします。</p> <p>後段については、水質基準超過の原因が事業者の責によるものではないことを説明し、本組合が承諾した場合には協議に応じるものとします。</p>
3.	工事中の排水処理について	<p>工事期間中の地下水および工事排水については、仮設沈砂池に集水した工事排水を仮設の排水処理設備にて処理する想定です。通常の計画では pH、濁度の処理および連続的な監視を実施することが一般的ですが、本敷地は土壤汚染対策法の自然由来特例区域に指定されており砒素その他化合物の基準不適合土壌が確認されていることから、本事業の工事排水の処理については上記 2 点に加えて砒素についても追加で処理、監視するものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>具体的な測定方法、頻度及び基準値を超過した場合の対応については、添付資料 1 をご参照ください。</p>

No.	項目	意見等の内容	回答
4.	農業用水の要望水質（水稲）項目について	<p>要求水準書に従い、工事排水について農業用水の要望水質（水稲）に対する水質測定を実施します。</p> <p>ただし、工事排水が農業用水の要望水質（水稲）の基準値を超過していた場合も、その原因が工事起因によることが明らかでない場合は、追加の排水処理対策については協議させていただけないでしょうか。</p>	<p>左記のご質問の事象が発生した際に、水質基準値超過の原因が事業者の責によるものではないことを説明し、本組合が承諾した場合には協議に応じるものとします。</p>
5.	アクセス道路整備内容	<p>入札公告にてお示しいただいた別添資料4においてアクセス道路(市道 2198 号線)が記載されており、一般県道緑海東金線より進入する計画になっておりますが、本工事の完了予定時期について、現時点で見込みがあればご教示願います。</p>	<p>左記工事の完了は令和11年9月末の想定です。一方で、本件事業に関係する工事用の車両が通行可能となる時期は令和8年4月以降の予定 です。</p>

6.	アクセス道路整備内容②	<p>アクセス道路整備が令和11年9月末完了予定であり、本事業に係る工事用の車両が通行可能となる時期は令和8年4月以降の予定とのことですが、令和7年11月より準備に入り、11月～5月は①仮囲い ②伐採・徐根 ③地盤改良 ④仮設道路 の作業を計画しているため、代替となる通行路を確保頂けませんでしょうか、またその場合も工程への影響が避けられないため、工期延長並びに工期延長に伴う費用について協議頂けませんでしょうか。</p> <p>併せて令和8年4月時点のアクセス道路整備状況の情報をご提示いただけませんか。可能であれば、R8年4月以降の工事ステップ(時系列) 毎でご提示頂きますと幸いです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通行可能な道路の仕様（舗装・排水設備・ガードレール有無・幅員・断面形状など） ・ 既存道路と工事用暫定道路の管理区分と断面・形状 ・ 片側通行による待避場等の設置 ・ 新設橋梁の仕様 ・ 工事用暫定道路の維持管理 ・ 工事用暫定道路と既存市道の維持管理と管理区分 ・ 県道からの進入口幅員と既存道路と工事用暫定道路の分離区分 ・ 工事用暫定道路と本計画地アクセス接合点の擦り付け 	<p>敷地造成工事に用いる重機類や大型の工事用車両の通行が可能な代替道路の確保できる目途は現時点において立っておりません。ただし、車両の種類によっては、一定量の通行に限り、別のルートで本件敷地にアクセス可能なように今後調整できる可能性はあります。</p> <p>また、工期については、必要な調査及び届出を行ったうえで、現地着手することを前提に工程が計画されており、アクセス道路整備工事の影響で必要な車両が通行できないことにより全体工期に影響がある場合は工期延長並びに工期延長に伴う費用について、協議を可とします。</p> <p>なお、アクセス道路整備工事の進捗に応じて本件工事期間を通じて一時的に車両の通行が制限される場合には、本組合との協議により対応を定め、事業者は誠意をもって対応するものとします。</p> <p>後段については、令和7年度～10年度におけるアクセス道路整備工事の概要を添付資料2に示します。</p> <p>当該アクセス道路整備工事は、単年度工事契約なので、工事ステップ図に該当するものではありません。また、工事用に整備する暫定道路ではない点にご留意ください。</p> <p>アクセス道路整備工事期間中に通行可能な道路の幅員は4.0m以上の通行帯は常時確保できており、設計上の通行可能な車両重量は25tまでとご理解ください。ただし、令和8年4月以降もアクセス道路整備工事が完了するまでの間は、アクセス道路工事に着手している期間中（毎年9月下旬～3月下旬（農閑期）は片側交互通行規制となり一般車（歩行者含む）も同通行帯を通行することにご留意ください（待機所（離合場所）を設ける計画はありません）。このため、本件工事期間中は事業者において施設入口部に交通誘導員を配置するなど安全対策を講じ、事故防止に万全を期すこととします。</p>
----	-------------	--	--

No.	項目	意見等の内容	回答
			<p>なお、上記の車両重量の制限内の車両の適正な通行における仮設道路の損傷については、東金市及び本組合が対応します。</p> <p>新設橋梁の仕様、県道からの進入口幅員については、募集要項「別添資料4 アクセス道路（市道 2198 号線）整備工事関連資料」をご参照ください。</p>
7.	関連工事との取合	<p>第1回質疑回答(4)建設工事要求水準書への質問回答 No.1 において「関連工事の③（高圧線引込み工事）については、試運転開始時期（令和11年3月末頃）までに完了する予定です。」とあります。試運転開始前に受電して機器の調整を行う必要があるため、高圧線引込み工事の完了時期を試運転開始時期より早めていただけないでしょうか。</p> <p>また、③インフラ整備工事について、高圧線引込み工事以外に想定されている工事はありますでしょうか。あれば工事内容及び工事時期をご教示ください。</p>	<p>接続検討回答書において、所要工期は工事費負担金入金後 24 ヶ月程度（受給契約申込からは 38 ヶ月程度）と回答をいただいております。建設工事要求水準書に規定するとおり、接続検討申込を設計施工事業者の責任と負担で実施する計画なので、以前の接続検討回答書に記載の工期に準じる場合は、最短で令和11年3月末に高圧線引込工事が完了する予定です。</p> <p>また、上水の供給配管について、現状では募集要項「別添資料3 取合い点位置図（参考）」に示す位置に配管が敷設されていますが、アクセス道路整備工事との兼ね合いから、令和8年3月までは通水しておらず、使用できません。令和8年4月以降であれば、工事の臨時給水管を当該敷設管から分岐し取水することは可能です。</p>
8.	現場着手時期について	<p>カヤネズミの保全措置の観点から、令和8年4月以降からの現場着手ならびにススキ群落刈払いを手作業とご指示いただいておりますが、工程に影響を及ぼす恐れがあります。</p> <p>工事範囲を限定した上で、着手時期を早めて頂くことに加え、カヤネズミの群落が敷地の工事車両進入路上にあることから、敷地への代替通行路及び代替進入路を確保頂けませんでしょうか。</p> <p>その場合も工程への影響が避けられないため、工期延長並びに工期延長に伴う費用について協議頂けませんでしょうか。</p>	<p>左記ご質問の件を理由とした工期延長並びに工期延長に伴う費用に関する協議は不可とします。</p> <p>ただし、ご質問を踏まえ、カヤネズミの保全措置については本組合で事業者の現地作業着手前に実施することとします。事業者は本件に係る施工計画の変更は不要となりますので、指定の工期内での施工完了をお願いいたします。</p>

No.	項目	意見等の内容	回答
9.	動線の分離について	<p>建設工事要求水準書 p.57 2-2-5 項において、「自己搬入車の安全性、利便性を考慮し、一般持ち込みごみ回収所を設け、収集車の動線と分離する」とされていますが、敷地内の全域において完全に動線を分離することは困難です。以下の部分につきましては、共有することをお認めいただけないでしょうか。</p> <p>①敷地入口～計量棟間の進入・退出道路部</p> <p>敷地上の制約から動線分離が困難です。</p> <p>②一般持ち込み回収所～出口計量間</p> <p>車両の切り返しや荷降ろし作業が必要となる、入口計量～回収所間は動線を分離しますが、回収所～出口計量間については整備範囲のコンパクト化のため動線を共用させて頂けないでしょうか。なお、動線を共有する際も、合流部はサイン等にて安全を確保するものとします。</p>	<p>①：動線を共有することを可とします。</p> <p>②：出口計量機及び出口計量機付近については動線を共有することを可とします。</p> <p>ただし、動線の共有化に際しては、以下の点を条件に認めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般持ち込みごみ回収所の出口形状によっては、合流する際に、車両の視認性が悪いことが想定されますので、看板やサイン工事のみではなく、車路管制システムを用いて、一般持ち込みごみ回収所出口に警報ランプを設置する等、自己搬入車両の事故を未然に防ぐ工夫をするものとしてください。
10.	スプリングマットレスの処理	<p>スプリングマットレスについて、建設工事要求水準書 P.54 表 2-9 において、【③破碎（切断機）④焼却処理】とあることから、破碎・焼却することを基本としますが、ボンネルコイル型マットレスについては、金属部と可燃製素材を分解し、金属部を資源化する方針ですが、よろしいでしょうか。</p>	<p>提案を可とします。</p>

No.	項目	意見等の内容	回答
11.	フロンガス使用機器のフロンガス回収について	<p>フロンガス使用機器の数量について、募集要項に関する質問(第2回目)への回答で「現施設における実績がないため、事業者の実績から想定するものとしてください」とありますが、運営事業者ではフロンガス回収の実績が無く、数量も不明なことから、兼務を前提とした人員体制での処理を計画させて頂きませんか。</p>	<p>入札参加者の提案によるものとします。</p> <p>なお、フロンガス使用機器の搬入量については、他都市実績から、300台/年を想定しています。ただし、地域性・人口規模が異なる他都市の実績であるため、多少の揺らぎがあることをご想定ください。</p>
12.	電話対応業務の人員について	<p>募集要項に関する質問(第2回目)の運営管理業務要求水準書への質問・回答No. 31にて、「電話対応とは、戸別収集及び自己搬入の事前予約受付用の電話番号への問合せを想定しています。この場合の問い合わせ内容がごみの搬入に関する一般的な質問(受入可能な日、受入基準、ごみ処理手数料等)であれば、事業者が回答するものとします。一方で、本組合でなければ回答が困難な問い合わせについては、本組合が対応するものとします。なお、既存施設での電話対応に専用の人員は配置していません。」とあります。</p> <p>一方で同回答の添付資料2では、既存施設での電話対応人数は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ戸別収集電話受付担当：4名(うち1名は自己搬入窓口を兼務) ・自己搬入電話受付担当：2名 <p>となっており、電話対応に専用の人員を配置しているように見受けられます。</p> <p>添付資料2でご回答頂いた電話受付担当は、No. 31のご回答の通り専用の人員ではなく何らかの業務を兼務されているものと解釈してよろしいでしょうか。</p>	<p>現施設において、一般的な問合せに対する電話対応専用の人員は配置していません。</p> <p>一方で、粗大ごみ戸別収集電話受付担当の3名及び自己搬入電話受付担当の2名はそれぞれの予約及び受付に関する電話対応専用の人員です。</p>

No.	項目	意見等の内容	回答
13.	電話対応業務の内容について	募集要項に関する質問(第2回目)の運営管理業務要求水準書への質問・回答 No. 31にて、「この場合の問い合わせ内容がごみの搬入に関する一般的な質問(受入可能な日、受入基準、ごみ処理手数料等)であれば、事業者が回答するものとします。」とありますが、運営事業者が行う電話対応業務の範囲とは具体的に、ご回答頂いた質問対応のほか、粗大ごみの戸別収集の予約受付や戸別収集業者との日程調整等と理解してよろしいでしょうか。	運営管理業務要求水準書のとおりとします。
14.	電話対応業務の内容について	現地見学で電話対応状況を確認させて頂きましたが、新施設においても同様の電話対応を行う場合は、同程度の人員数が必要と考えます。要求水準書にてweb予約システムの導入は貴組合にて検討とありますが、効率的な人員配置の観点から、web予約システムと電話対応の併用を事業者から提案させて頂くことは可能でしょうか。	<p>予約対応については、web予約システムと電話対応の併用とするので、これを踏まえて効率的な人員配置をしてください。なお、web予約システムは運営管理業務要求水準書に記載のとおり、本組合が導入し、不具合が生じた場合の対応についても本組合の所掌とします。</p> <p>また、本組合がシステムを作成する際には、本組合の求めに応じて、事業者の経験を活かしてシステムの体裁等に関するご意見・ご助言をお願いいたします。</p>

No.	項目	意見等の内容	回答
15.	定期清掃業務について	<p>運営管理業務要求水準書（P.41）2-9-3. 清掃の2) 定期的清掃業務にて、定期的清掃業務の頻度と範囲については、運営管理業務要求水準書に記載の「施設内を常に清掃し、清潔に保つこと」を条件に、事業者提案（特に床ワックスがけ）とさせて頂けないでしょうか。</p>	<p>運営管理業務要求水準書 p.41～42 「2-9-3. 清掃」(2) 定期的清掃業務については、左記ご質問を踏まえ、以下のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・① 床ワックスがけについては、見学者等の第三者が立ち入る場所及び本組合が使用する居室（事務室、会議室）・廊下については、1回/年以上を基本とし、運営管理事業者のみが使用する居室・廊下については、使用するワックスの耐用年数や居室・廊下の使用頻度等を考慮し、各居室、廊下ごとに事業者にて適切と考える回数を提案してください。なお、本規定は施設内を土足禁止とした場合の想定です。土足可とする場合には、全ての居室及び廊下の床ワックスがけの頻度は1回/年以上とします。 ・② ガラス清掃居室・廊下、⑤ 空調吹出口吸込口・清掃（フィルター清掃含む）、⑦ 構内清掃（側溝や集水桝の掃除含む）については、1回/年以上とします。 ・③ 昼日光消毒、④ 灯具清掃、⑥ モップ・マット取替えについては、要求水準書に記載のとおり、必要に応じて実施するものとします。
16.	図面集のご提出について	<p>対面的対話での確認事項につきまして、貴組合からご回答頂ける時期によっては、技術提案書・入札書の受付締切日までに、製本された図面集（見開き A3 判）の納入が間に合わない可能性があります。その場合、A3 判パイプファイルでのご提出とし、後日、製本された図面集が完成次第ご提出することをお認め頂けませんでしょうか。</p>	<p>可とします。</p> <p>なお、提出に際しては、パイプファイルで提出した図面集と製本された図面集の内容は同じものとします。</p>